

所管する事業に係るマスク着用及び感染防止対策について

(障害者福祉課)

リフトタクシー運行事業など障害のある方が対象であるサービスや事業及び手話講習会、ボランティア育成事業など、主に室内で一定の身体的距離をとることが難しい事業については、引き続き基本的な感染防止対策を十分講じるとともに、従事者及び利用者に引き続きマスクの着用の協力を依頼する。

【参考】

令和 5 年 2 月 14 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡（抜粋）

○令和 5 年 2 月 10 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。（以下「2 月 10 日付け事務連絡」という。）において、高齢者施設等には、障害福祉サービス事業所等（障害児入所・通所事業所を含む）とされていること。

○2 月 10 日付け事務連絡の 2 において、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨することとされていること。

（2）高齢者等重症化リスクが高いものが多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

○2 月 10 日付事務連絡の 4 において、高齢者等重症化リスクが高いものが多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨することとされていること。

○高齢者等重症化リスクの高い者（65 歳以上の高齢者や基礎疾患を有する児者等）が多く入所していない事業所においては、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるとされていること。

○特に重症化リスクの高いものが多く利用している障害福祉サービス事業所等の従事者及び利用者におかれては、マスクの着用をはじめとする事業所内の感染対策の適切な実施にご尽力いただきたいこと。